

持続化給付金について

持続化給付金制度の申請受付・受取が始まっています。酒井啓司税理士事務所はお客様が申請の要件に該当することとなった場合、そのサポートをして参ります。



【酒井啓司税理士事務所の方針】

1. インターネットを利用して、簡単な操作で終了しますので、お客様ご自身で操作していくことを基本とします。
2. 制度の内容、申請のための資料等について不明な点等があれば何でもご相談下さい。
3. インターネット環境がない等の理由で申請が難しい場合は、代行いたします。その場合、準備等に若干の時間をいただきます。
4. 上記対応は、原則として、酒井啓司税理士事務所との間で委任契約を締結しているお客様について行います。

【持続化給付金を受給するための要件】

1. 資本金が 10 億円未満であること(資本金額等が定められていない場合は常時使用する従業員が 2000 人以下であること)
2. 2019 年以前から事業収入を得ており、今後も事業を継続する意思があること
3. 2020 年 1 月以降、新型コロナウイルスの影響等により、前年同月比で事業収入が 50% 以上減少した月があること

【給付される金額】

下記の計算式によりますが、**中小法人等 200 万円、個人事業 100 万円**が上限となります。
直前の事業年度の事業収入－対象月の事業収入×12

【不正受給に注意】

不正受給と判断された場合、給付金全額の返還が求められ、年 3%の延滞金も加算されます。また、悪質な場合には刑事告発も行われます。